

第2回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書

令和4年11月4日（金）

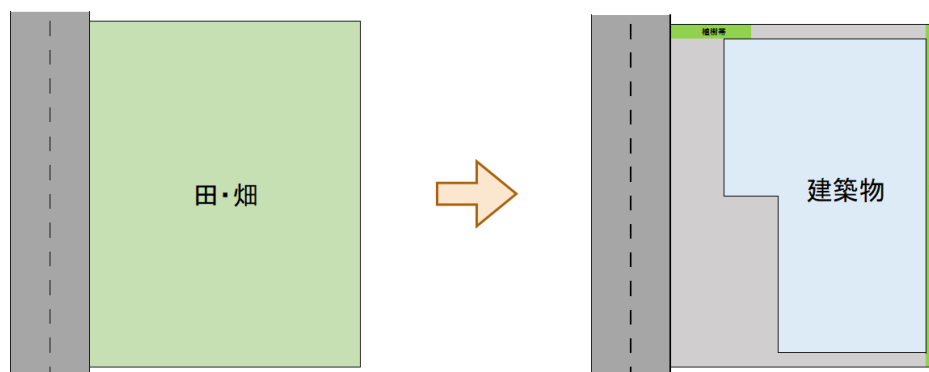
鈴鹿市都市計画課

1 前回の振返り

令和4年8月8日(月)に開催された第1回鈴鹿市景観審議会専門部会において、景観法や鈴鹿市の景観施策を運用する中で、行政が景観上の課題として捉えている事項を3点提示しました。

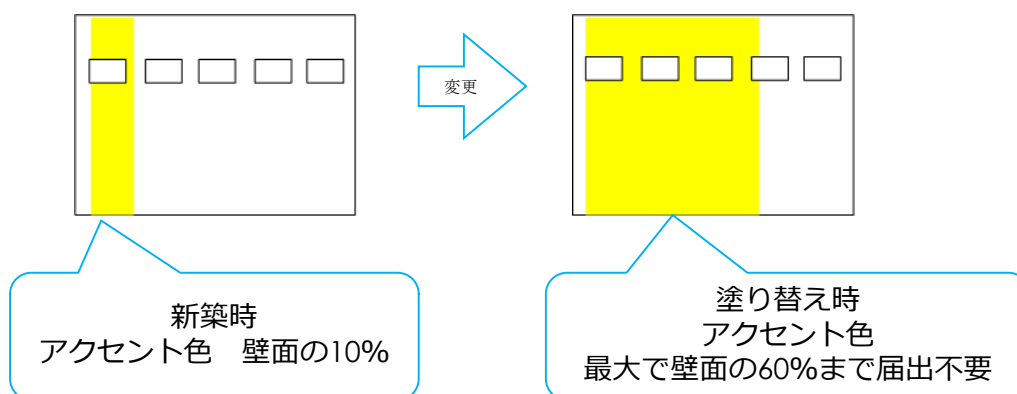
①市街化調整区域での緑地の確保

十分な緑地が存在すると評価できる市街化調整区域内の土地において、鈴鹿市景観計画(以下「景観計画」という。)に定める遵守事項のために行う農地転用の必要性に疑義がある。



②建築物等の色彩の変更

建築物等の色彩の変更を行う上で、壁面の1/2までは届出不要としている。そのため、建築当初に使用可能なアクセント色(=壁面の10%)とあわせて、現行制度上、最大で壁面の60%までは届出なくアクセント色を用いた色彩の変更を行うことができ、十分な色彩のコントロールは出来ているとは言えない状況である。



③太陽光発電施設設置に伴う森林の伐採

「木竹の植栽又は伐採」を届出対象行為としておらず、森林伐採のみを行う太陽光発電施設の設置に対して、景観施策として指導を行うことが出来ない状況である。

2 鈴鹿市景観審議会専門部会からの意見等と事務局の回答

課題提示に対し、鈴鹿市景観審議会専門部会（以下「専門部会」という。）からの意見等と事務局からの回答は以下のとおりでした。

専門部会からの意見等	事務局の回答
①太陽光発電施設自体も届出対象行為とするなど、運用に関してもう少しルールを定めた方が良いのではないか。	太陽光パネルは、概ね黒色の既製品であり、色の指導の必要性がないため、現在は届出対象としていません。 ただし、今後起こりうる景観上のリスクに対応すべく、景観計画にパネルの角度や高さについて言及がある先進自治体の事例を調査し、景観計画に採用するかの検証を行います。
②市街化調整区域の緑化については、ルールを細分化して運用を考えたほうが良い。	市街化調整区域一律で緑化のルールを適用させるか等、条件をどの程度まで細分化させるかについては、市民等に分かりやすい制度運用という視点も考えながら検討します。
③住居系の地区別景観づくり計画において、5％という数字だけではなく、例えば道沿いに緑化を施すなど質的な視点も必要である。	質的な視点については、引き続き景観協議の中で対応していきます。 なお、5％の緑化を実施した住宅地でのアンケート結果において、概ね高評価であることから、5％の緑化については、引き続き運用を続けたいと思います。
④建築物等の色彩の変更は、本来の制度の趣旨に鑑	県内の景観行政団体等の届出状況を調査し、対応策を検討します。

み、適切に対応するのが望ましい。	
⑤歴史的まちなみの保全についても、景観の重要項目である。	「古き良きものを残す」という機運を高めるために登録・認定景観資産制度は作られました。しかし、代替わりなどにより古くからの住宅の建て替えのニーズが高まる中、対象物が個人の所有物ということもあり、行政としては対応しづらい状況となっています。
⑥新しい観点での景観（古き良きものだけではない景観）をどの様に景観計画に盛り込むか検討する。	観光面では、モータースポーツのまちとして推しており、例えば、市の一部をカラフルにして若者が集まるような仕掛けをしてもいいのでは、という考えも出てきているため、時代に応じた修正を考えていきます。

3 改定の検討方針について

前回の専門部会で出た意見等を踏まえて、次のように景観計画検討方針を定めます。

・全体を通しての検討方針

- ・現計画をベースとし、必要な箇所において、関連計画や関係法令の改正、時代の潮流などに対応すべく、景観計画を見直します。
- ・鈴鹿市都市マスタープランの改定作業で行っているアンケートにおいて、景観に関する設問を設けると共に、環境基本計画において実施したアンケートのうち景観に関する設問から市民意向を把握します。

・太陽光発電施設の検討方針

- ・国の動向等に注視しながら、庁内検討会議において、各部署の意見を聴取し、太陽光発電施設の適切なあり方を検討します。
- ・パネルの角度や高さの項目を景観計画に位置付けている先進自治体の調査を行い、景観計画への反映について検討します。

- ・市街化調整区域の緑化の検討方針
 - ・現状の市内の緑地について調査を行い、市街化調整区域の緑化基準について検討します。
 - ・鈴鹿市農業委員会等と農地のあり方について協議を行います。
- ・建築物の色彩の変更の検討方針
 - ・県内の景観行政団体の届出状況の調査やコーポレートカラーについての社会ニーズを把握することにより、建築物の色彩の適切なあり方について検討を行います。
 - ・周辺環境に対して悪影響を及ぼさないような色彩のコントロールの手法を調査・研究します。
- ・歴史的まちなみの保全の検討方針
 - ・歴史的まちなみ保全を行っている先進自治体の事例調査を行うと共に、文化スポーツ部等と歴史的まちなみの保全の協議を行います。
- ・新しい観点での景観の検討方針
 - ・近隣の大学や高校との座談会、都市マスタープラン改定における市民ワーキング等を通じて、将来を担っていく世代の意見の聴取に努めます。
 - ・景観づくりの先進事例を研究し、本市における新しい観点での景観づくりを検討します。
 - ・庁内検討会議において、新しい景観づくりにより生じるメリット、デメリットを精査しながら、新しい景観のあり方を検討します。

4 その他

景観計画の改定作業を進めるに当たり、10月1日から改定景観計画に使用する写真を募集しています。この企画は、本市の風景のうち、お気に入りの「自分だけの1コマ」を切り取った写真を募集する企画で、応募方法は、電子メールでの送付とInstagramへの投稿の2種類があります。

なお、応募のあった写真については、専門部会において掲載の可否について判断いただき、改定景観計画に掲載する予定です。